

六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 知事は、居住困難区域を指定する旨の公示があつた日（以下この条において「指定告示日」という。）において当該居住困難区域内に所在していた家屋（平成二十三年三月十一日において当該居住困難区域内に所在していた家屋であつて、同日から指定告示日までの間のいずれかの日に所在していたものを含む。）であつて、当該居住困難区域の指定の解除後、当該居住困難区域に避難指示解除準備区域設定指示が行われない区域に所在していたもの（以下この項及び次項において「対象区域内家屋」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（以下この項において「家屋所有者」という。）又は次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「家屋所有者等」という。）が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対しては、家屋所有者等の申請により、第四十条の十九第五項第二号の規定にかかわらず、当該取得が当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日（以下この条において「解除告示日」という。）から起算して三月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日の翌日から当該居住困難区域の指定が解除された日（以下この条において「解除日」という。）から起算して二年を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額に第四十条の四の税率を乗じて得た額を限度として、当該代替家屋に係る不動産取得税を減免することができる。

一 家屋所有者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

二 代替家屋に個人である家屋所有者と同居するその者の三親等内の親族

三 家屋所有者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

5 知事は、対象区域内家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（以下この項において「土地所有者」という。）又は次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「土地所有者等」という。）が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対しては、土地所有者等の申請により、第四十条の十九第五項第二号の規定にかかわらず、当該取得が解除告示日から起算して三月を経過する日の翌日から解除日から起算して二年を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額に第四十条の四の税率を乗じて得た額を限度として、当該土地に係る不動産取得税を減免す

ることができる。

一 土地所有者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

二 個人である土地所有者（以下この号において「個人土地所有者」という。）の三親等内の親族で、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の上にある代替家屋に当該個人土地所有者と同居する者又は当該土地の上に新築される代替家屋に当該個人土地所有者と同居する予定であると知事が認める者

三 土地所有者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象土地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

6 知事は、指定告示日において当該居住困難区域内に所在していた農用地（平成二十三年三月十一日において当該居住困難区域内に所在していた農用地であつて、同日から指定告示日までの間のいずれかの日に所在していたものを含む。）であつて、当該居住困難区域の指定の解除後、当該居住困難区域に避難指示解除準備区域設定指示が行われない区域に所在していたもの（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。以下この項において「農用地所有者」という。）又は次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「農用地所有者等」という。）が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対しては、農用地所有者等の申請により、第四十条の十九第五項第二号の規定にかかわらず、当該取得が解除告示日から起算して三月を経過する日の翌日から解除日から起算して二年を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額に第四十条の四の税率を乗じて得た額を限度として、当該農用地に係る不動産取得税を減免することができる。

一 農用地所有者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

二 個人である農用地所有者の三親等内の親族

三 農用地所有者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内農用地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

附則第十条の二の四第二項第一号ア(3)及び附則第十条の四第三項第四号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第

2 1
 (経過措置)
 この条例の施行の日の前日において在職する教育委員会委員等の報酬については、

附 則

1 (施行期日)
 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

内水面漁場管理委員会	委員		会長		委員		会長		予備委員及び つせん委員		委員		会長		あつせん員		使用者委員及び 労働者委員	
	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額
	一六、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一七、五〇〇円	二八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	一七、五〇〇円	四〇、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	六三、五〇〇円	一七、五〇〇円	七五、五〇〇円	一二、四〇〇円	一六、〇〇〇円	九〇、五〇〇円		

平成二十八年三月三十一日(同日までの間に教育委員会委員等の任期が満了となる場合は任期の末日)までの間、改正前の特別職の職員の給与に関する条例第七条の規定により支給する。
 (人 事 課)

福島県条例第十号

福島県旅費条例の一部を改正する条例

福島県旅費条例(昭和二十八年福島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
 第三十二条中「職員について」を「旅行命令権者は、職員について」に、「第四十七条」を「第四十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の一項を加える。
 2 旅行命令権者は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。
 2 この条例の施行前に生じた船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十七条第二項の規定に該当する事由については、この条例による改正後の福島県旅費条例第三十二条の規定は、適用しない。
 (人 事 課)

福島県条例第十一号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。
 第八条第二項第二号中「前項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同項第三号を削る。
 附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附 則

1 (施行期日)
 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
 (人事委員会規則への委任)
 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
 (人 事 課)

福島県条例第十二号

職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例(平成十七年福島県条例第十四

号)の一部を次のように改正する。
第一条第三項中「第二十六条の二第二項の」の下に「修学に必要なと認められる期間として」を加える。

第二条第二項中「条例で定める期間は、五年」を「高年齢として条例で定める年齢は、職員の間年等に関する条例(昭和五十九年福島県条例第三号)第三条本文又は第一号若しくは第二号に規定するそれぞれの年齢から五年を減じた年齢」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県条例第十三号

福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「百分の六十五」を「百分の五十五・五」に改め、同条第二号中「百分の五十五」を「百分の四十七」に改め、同条第三号及び第四号中「百分の三十七・五」を「百分の二十八」に改め、同条第五号及び第六号中「百分の二十」を「百分の十七」に改め、同条第七号中「百分の十五」を「百分の十三」に改める。

第八条の二第一項中「普通職員」を「職員」に、「知事等又は普通職員」を「職員」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合において、知事等(国家公務員から引き続いて職員となつた者を除く。)が退職し、その者が退職の日又はその翌日に知事等となつたときは、同一の職であつた場合に限り、在職期間を通算する。

第八条の二第二項各号列記以外の部分中「職員」の下に「及び国家公務員から引き続いて知事等となつた者」を加え、同項第一号中「知事等としての在職期間」を「その者の最終の退職に係る知事等としての在職期間(前項の規定により職員としての在職期間を接続した後の知事等としての在職期間に通算される当該接続前の職員としての引き続いた在職期間を除く。)」に改め、同項第二号中「前号」を「前三号」に、「同号」を「前三号」に、「第二条の四から第五条の三まで及び第六号から第六条の五までの規定」を「普通職員として最後に退職した日における普通職員の例」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 その者の前号に規定する在職期間以外の知事等としての在職期間(前項の規定により通算される普通職員としての在職期間及び最初の知事等としての在職期間に通算される国家公務員としての引き続いた在職期間を除く。)にあつては、前項の規定の適用がなかつたとした場合に知事等としての各在職期間について支給されるべきであつた退職手当の額の合計額

三 その者の最初の知事等としての在職期間に通算される国家公務員としての引き続いた在職期間にあつては、国家公務員を退職したときに国家公務員退職手当法第十九条第二項の規定の適用がなかつたとした場合に同法その他の法令の規定により支

給されるべきであつた退職手当の額に相当する額
第九条の二第二項中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

福島県条例第十四号

福島県公立大学法人に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項に規定する重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

福島県公立大学法人に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項に規定する重要な財産を定める条例(平成十八年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
福島県公立大学法人に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例

本則中「平成十五年法律第百十八号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「同法第四十四条第一項」を「法」に、「適正な見積額が一億五千万円以上の不動産(土地)については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。」若しくは動産又は不動産の信託の受益権を「次に掲げるもの」に改め、本則に次の各号を加える。

一 法第六十四条の条例で定める重要な財産 法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日(以下「申請日」という。)における帳簿価額(現金及び預金にあつては、申請日における額)が五十万円以上のもの(その性質上法第四十二条の二の規定により処分することが不適切なものを除く。)その他知事が別に定める財産

二 法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産 適正な見積額が一億五千万円以上の不動産(土地)については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(私学・法人課)

福島県条例第十五号

福島県固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

福島県固定資産評価審査委員会条例(昭和三十七年福島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百一条の二第六項」を「第四百一条の二第五項」に改める。

第三条を削り、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(組織)

第二条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(市町村財政課)

福島県条例第十六号

福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例

福島県市町村振興基金条例(昭和三十九年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び附則第三項を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(市町村財政課)

福島県条例第十七号

福島県原子力発電所立地地域振興基金条例の一部を改正する条例

福島県原子力発電所立地地域振興基金条例(昭和六十三年福島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二十億三千六百九十万九千九百六十円」を「二十億三千七百三十四万四千円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市町村財政課)

福島県条例第十八号

福島県難視聴地域解消基金条例の一部を改正する条例

福島県難視聴地域解消基金条例(昭和四十四年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一億千六百十万九千円」を「一億四千五百八十八万二千円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成二十六年三月三十一日までの間は、改正後の福島県難視聴地域解消基金条例第二条中「一億四千五百八十八万二千円」とあるのは、「一億四千四百五十八万二千円」とする。

(情報政策課)

福島県条例第十九号

福島県体育施設条例の一部を改正する条例
 福島県体育施設条例(昭和三十九年福島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福島県営福島体育館の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(スポーツ課)

福島県条例第二十号

福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県消防法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表一の項ア(5)中「九万二千円」を「九万二千円」に改め、同項オ(1)中「八十二万円」を「八十三万円」に改め、同項オ(2)中「九十九万円」を「一百一十万円」に改め、同項オ(3)中「百十万円」を「百十二万円」に改め、同項オ(4)中「百四十万円」を「百四十二万円」に改め、同項オ(5)中「百六十四万円」を「百六十六万円」に改め、同項オ(6)中「三百八十五万円」を「三百八十八万円」に改め、同項オ(7)中「五百九万円」を「五百一十万円」に改め、同項カ(1)中「百十二万円」を「百十三万円」に改め、同項カ(2)中「百三十三万円」を「百三十四万円」に改め、同項カ(3)中「百四十八万円」を「百五十万円」に改め、同項カ(5)中「二百十二万円」を「二百十四万円」に改め、同項カ(6)中「四百三十三万円」を「四百三十五万円」に改め、同項テ(5)中「九万二千円」を「九万二千円」に改め、同表五の項エ(3)中「九十五万円」を「九十九万円」に改め、同項エ(5)中「百六十五万円」を「百七十二万円」に改め、同項エ(6)中「三百八十八万円」を「三百三十二万円」に改め、同項エ(7)中「三百八十九万円」を「四百六万円」に改め、同項エ(8)中「四百四十五万円」を「四百六十五万円」に改め、同表十二の項ア(2)中「四十二万円」を「四十三万円」に改め、同項ア(4)中「九十二万円」を「九十六万円」に改め、同項ア(5)中「百十六万円」を「百二十一万円」に改め、同項ア(6)中「二百八十三万円」を「二百九十五万円」に改め、同項ア(7)中「三百四十七万円」を「三百六十二万円」に改め、同項ア(8)中「四百万円」を「四百十七万円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(消防保安課)

福島県条例第二十一号

福島県循環型社会形成に関する条例の一部を改正する条例

福島県循環型社会形成に関する条例(平成十七年福島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百二十七

号)第二条第一項に規定する「廃棄物」を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの」に改め、同条第六号イ中「廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物」を「アに掲げる物」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境共生課)

福島県条例第二十二号

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

附 則

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成十一年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表三の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(自然保護課)

福島県条例第二十三号

福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例

附 則

福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例(平成二十一年福島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県条例第二十四号

福島県児童福祉法関係手数料条例の一部を改正する条例

附 則

福島県児童福祉法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第一条に定めるもののほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から起算して五年を経過する日までの間において、政令第二十一条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の審査を受けようとする者から、保育士試験免除審査手数料として審査一件につき二千四百円を徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(子育て支援課)

福島県条例第二十五号

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

附 則

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例(平成十二年福島県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第二十五条、第二十五条の二」を「第二十四条、第二十五条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第二十六号

福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

附 則

福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例(平成二十一年福島県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第二十七号

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

附 則

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第五十条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十四条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第二十八号

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める

る条例の一部を改正する条例

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「第七条」を「第九条」に改める。

第三十二条各号列記以外の部分中「この条において」の下に「単に」を加える。

第四十七条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

第五十三条第四項中「福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員設備及び運営に関する基準等を定める条例」を「福島県指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第六条第六項、第三十二条各号列記以外の部分及び第五十三条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十九号

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第七章 共同生活介護

第一節 基本方針（第二百二十四条）

第二節 人員に関する基準（第二百二十五条・第二百二十六条）を「第七章

第三節 設備に関する基準（第二百二十七条）

第四節 運営に関する基準（第二百二十八条―第四百十一条）」

「第

「第十三章 共同生活援助

第一節 基本方針（第九十五条）

第二節 人員に関する基準（第九十六条・第九十七条）を

第三節 設備に関する基準（第九十八条）

第四節 運営に関する基準（第九十九条―第二百一条）」

第十三章 共同生活援助

第一節 基本方針（第九十五条）

第二節 人員に関する基準（第九十六条・第九十七条）

第三節 設備に関する基準（第九十八条）

第四節 運営に関する基準（第九十九条―第二百一条）

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百一条の二・第二百一条の三）

第二款 人員に対する基準（第二百一条の四・第二百一条の五）

第三款 設備に関する基準（第二百一条の六）

第四款 運営に関する基準（第二百一条の七―第二百一条の十二）」

に、「第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第二百四条・第二百五条）」を「第十五章 削除」に改める。

第二条第三号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

第五条第二項中「重度の肢体不自由者」の下に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「常時介護を要するもの」に改める。

第六条第一項中「者（以下この章）の下に」に、「第二百一条の二及び第二百一条の十第二項」を加える。

第八十条第一項第二号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第一百条第一項第二号中「第二百二十五条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、」

を削り、「又は第九十六条第一項」を「第九十六条第一項」に改め、「指定共同

生活援助事業者」の下に「又は第二百一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指

定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生

活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「第二百二十四条に規定する指定共同生活介護、」

を削り、「又は第九十五条に規定する指定共同生活援助」を「第九十五条に規定

する指定共同生活援助又は第二百一条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活

援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定

共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定

共同生活介護事業所（第九十五条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をい

う。）、」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事

業者等が設置する当該指定に係る）」に、「又は指定共同生活援助事業所」を「指定共

同生活援助事業所」に改め、「において同じ。）」の下に「又は外部サービス利用型指

定共同生活援助事業所（第二百一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同

生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「当該指定共同生活介

護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第二項第二号

各号列記以外の部分中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事

業所等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」

に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」

に改め、同条第三項第一号中「、第二百二十五条第一項に規定する指定共同生活介護事業

所」を削り、「規定する指定共同生活援助事業所」の下に、「第二百一条の四第一項に

規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「、第二百一

四条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の下に、「第二百一

条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第百一条中「第七条」を「第五十二条」に改める。

第百九条第二号中「第百二十五条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は第二十一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居）をいう。以下同じ。」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第百十四条第一項中「及び第百九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第百十九条第三項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第百二十四条から第百四十一条まで 削除

第百五十八条を第百五十八条の二とし、第百五十七条の次に次の一条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第百五十八条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第百五十九条中、「第二十三条」、「第百三十一条」及び「第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第百七十一条の規定により読み替えて準用する基準省令第二十二條の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第百五十八条第二項」を「第百五十七条第二項」に改め、「第百三十一条中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第百七十一条の規定により読み替

えて準用する基準省令第百四十四条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」とを削る。

第百七十二条中、「第二十三条」を削り、「まで、第百三十一条」を「まで、第百五十八条」に改め、「第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第百八十四条の規定により読み替えて準用する基準省令第二十二條の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第百三十一条中「支給決定障害者」とあるのは「第百五十八条第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」に、「基準省令第百四十四条」を「基準省令第百七十条の二」に改め、「同じ。）が」の下に「と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第百八十四条の規定により読み替えて準用する基準省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とを削る。

第百八十五条中、「第百四十七条及び第百七十一条」を「及び第百四十七条」に改める。

第百九十条中「第百九十五条第一項」を「第百八十一条第一項」に改める。

第百九十五条中「相談」の下に「入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第百九十六条第一項第一号中「十」を「六」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この号において「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

イ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ウ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

エ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

第百九十七条を次のように改める。

（管理者）

第百九十七条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第百九十八条を次のように改める。
（設備）

第百九十八条

指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第四項から第六項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならぬ。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と人数を上限とする。）とすることができる。

6 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

三 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。

一 入居定員を一人とすること。

二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

三 居室の面積は、収納設備を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第十三章第四節第百九十九条の前に次の五条を加える。

（入退居）

第百九十八条の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、

退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第百九十八条の三 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第百九十八条の四 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第九十八条の五 指定共同生活援助事業者は、第二百一条において読み替えて準用する第六十条に規定する共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第九十八条の六 サービス管理責任者は、第二百一条において準用する第六十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるよう定期的な利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第九十九条の見出しを「(介護及び家事等)」に改め、同条第二項中「による」の下に「介護又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第九十九条の次に次の二条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第九十九条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意

を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第九十九条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

- 五 入居に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

第九十九条第三項に次のただし書を加える。
ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第九十九条第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第九十九条の次に次の三条を加える。

(支援体制の確保)

第九十九条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第九十九条の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第九十九条の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努め

なければならぬ。

第二百一十條中「、第二百二十八條から第二百三十三條まで、第三百二十五條、第三百三十六條及び第三百三十八條から第四百零四條まで」を「及び第五百五十八條」に、「第二百一十條において準用する第三百三十三條」を「第三百九十八條の四第一項」に、「第二百一十條において準用する第三百三十三條第二項」を「第三百九十八條の四第二項」に、「第二百一十條において準用する第四百零四條第一項」を「第二百零四條の四第一項」に、「第三百三十三條第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第三百二十二條第一項及び第三百三十三條第一項中「第四百零四條」とあるのは「第二百一十條」と、第三百三十三條第一項第三号及び第三百三十五條第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」を、「第五百五十八條第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第十三章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百一十條の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百一十條の十二において読み替えて準用する第六十條に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二百一十條の四第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うもの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百一十條の三

外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事

の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百一十條の四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

二 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が三十以下 一以上
イ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第二百一十條の五 第九十七條の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

(準用)

第三款 設備に関する基準

(準用)

第二百一十條の六 第九十八條の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

(準用)

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二百一十條の七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二百一十條の九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七條の規定に基

づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第二百一条の八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第二百一条の九 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地
- 六 入居に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第二百一条の十 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たつては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二百一条の十一 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たつては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業者の従業者によつて外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第二百一条の十二 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十四条、第九十五条、第九十八条の二から第九十九条の六まで、第九十九条、第九十九条の二及び第二百一条の二から第二百一条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十九条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第二項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第六十七条第二項第一号中「第六十条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第六十条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一条の十二」と、第九十四条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百五十八条第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第百七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受けている者及び基準省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第百九十九条第三項中「当該

指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。第十五章を次のように改める。

第十五章 削除

第二百四十四条及び第二百五十五条 削除

附則第二条中「第四百四十一条」及び「第五百五十九条」を削る。

附則第三条中「第四百四十一条」を削る。

附則第四条中「指定共同生活援助事業者（二）を「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」といい、」に、「第二百二十七条第一項（第九十八條において準用する場合を含む。）」を「第九十八條第一項（第二百一十一条の六において準用する場合を含む。）」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に改める。

附則第五条（見出しを含む。）中「経過的生活介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的生活介護利用型指定共同生活介護事業所」に、「指定共同生活介護の事業」を「指定共同生活援助の事業」に、「第二百二十五条第一項第二号」を「第九十六條第一項第二号」に改める。

附則第六条の見出し中「経過的生活介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的生活介護利用型指定共同生活援助事業所」に改め、同条第一項中「経過的生活介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的生活介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護の事業」を「指定共同生活援助の事業」に、「第四百四十一条」を「第二百一十一条」に、「第三百三十四條第三項」を「第九十九條第三項」に改め、同条第二項中「経過的生活介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的生活介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「第四百四十一条」を「第二百一十一条」に、「第三百三十三條各号」を「第九十八條の六各号」に改める。

附則第七条及び附則第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

附則第九条中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第二百二十七條第六項及び第七項（これらの規定を第九十八條において準用する場合を含む。）」を「第九十八條第七項及び第八項（これらの規定を第二百一十一条の六において準用する場合を含む。）」に改め、「旧指定基準」の下に「（基準省令附則第五条第一項に規定する基準省令をいう。）」を加える。

附則第十条の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第一項及び第二項中「第三百三十四條第三項」を「第九十九條第三項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に改め、同条第三項中「第二百二十五條第一項第二号イからエまで」を「第九十六條第一項第二号イからエ

まで」に改める。

附則第十一条中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第二百二十七條（第九十八條において準用する場合を含む。）」を「第九十八條（第二百二條の六において準用する場合を含む。）」に、「第二百二十七條第六項」を「第九十八條第七項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第五百五十九條の改正規定（「第九十八條第二項」を「第九十七條第二項」に改める部分に限る。）、第九十八條及び第九十九條の改正規定並びに附則第九条の改正規定（「旧指定基準」の下に「（基準省令附則第五条第一項に規定する基準省令をいう。）」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例の施行の際現に改正前の福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第二百一十五條に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに改正前の条例第二百一十四條に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、改正後の福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第九十五條に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

2 この条例の施行の際現に改正前の条例第九十五條に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、改正後の条例第二百一十一條の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（第四条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

第三条 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、改正後の条例第二百一十一條の四の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは、「十」とする。

第四条 第二条第二項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、改正後の条例第二百一十一條の十第四項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

（障がい福祉課）

福島県条例第三十号

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「従業者」を「従業者」に改める。

第四条中「第三十六条第三項第一項」を「第三十六条第三項第一号」に改める。

第五条第一項第一号ア(2)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改め、同号ア(3)中「第四条第一項第一号イ(7)」を「第四条第一項第一号イ(3)」に改め、同項第四号オ中「イ(2)」を「イ(2)」に改める。

第六条中「第十条の二」を「第十条」に改める。

第十五条第一項中「第百三十三条第一項」を「第百四十三條第一項」に、「第百四十条第一項」を「第百五十三條第一項」に、「第百五十五條第一項」を「第百六十三條第一項」に、「第百七十七條第一項」を「第百八十九條第一項」に改める。

第二十四条第二項中「指定障害者支援施設等」を「指定障害者支援施設」に改める。

第四十三条中「第三十八条」を「第三十八条の二」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第四条の改正規定、第五条第一項第一号ア(3)及び同項第四号オの改正規定、第六条の改正規定、第十五条第一項の改正規定、第二十四条第二項の改正規定並びに第四十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第三十一号

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一部を改正する条例

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第三号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第五十九条第八項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第七十二条第二項中「第七十八条第二項」を「第七十七条第二項」に改める。

第八十八条第一項中「福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を「福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に改める。

第八十九条第三項中「前条第二項後段」を「前条第四項後段」に、「第五十二条第一項第二号イ及びエ、第七項並びに」を「第五十二条第一項第二号エ及び」に改める。

附則第四条第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第七十二条第二項及び第八十八条第一項の改正規定並びに第八十九条第三項の改正規定(「前条第二項後段」を「前条第四項後段」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第三十二号

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「二十人」を「二十一人」に改める。

第十一条第一項第二号ア(2)中「平均障害程度区分が四未満」を「平均障害支援区分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設)の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「基準省令」という。)(第十一号第一項第二号イ(2)イ(4)の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)(が四未満」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「基準省令」という。)」を「基準省令」に、「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項第一号の改正規定及び第十七条の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第三十三号

福島県がん対策の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となつており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となつて現存に鑑み、がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)の趣旨を踏まえ、がんの予防、がんの早期発見、がん医療の水準の向上、がんに関する正しい知識の普及その他のがん対策の推進に関し、基本となる事項を定めること等により、県民とともにがんの予防等に取り組みつつ、がん罹患しても安心して暮らせる社会の実現に向け、がん対策を総合的に推進することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、国、市町村、関係機関(医療機関、歯科医療機関その他がんの予防又は早期発見の推進に係る機関をいう。以下同じ。)、保健医療福祉関係者(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士その他がんの予防若しくは早期発見の推進若しくは医療に従事する者又はがん患者等の福祉に携わる者をいう。以下同じ。)(及びその者で構成される団体並びにがん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体(以下「関係団体等」という。))と連携を図りつつ、本県の特

性を踏まえたがん対策に関する施策を策定し、実施する責務を有する。

（市町村の役割）

第三条 市町村は、県、関係機関、保健医療福祉関係者及び関係団体等と連携を図りながら、がんの予防及び早期発見に関する施策の推進に努めるものとする。

（保健医療福祉関係者の役割）

第四条 保健医療福祉関係者は、県及び市町村が実施するがん対策の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、日常生活においてがんの予防に注意を払うとともに、積極的にがん検診を受診するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者をいう。以下同じ。）は、医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）及び保健医療福祉関係者と協力し、使用する労働者に対しがんの予防、がん検診の受診等に関する普及啓発に努めるとともに、使用する労働者本人又はその家族ががん罹患した場合でも、使用する労働者が働きながら、治療を受け、療養し、又は看護若しくは介護をすることができ、環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施するがん対策の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（がんの予防の推進）

第七条 県は、がんの予防を推進するための基本的施策として、市町村及び関係機関と協力し、次に掲げる事項の実施を推進するものとする。

一 喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響等、がんの予防に関する普及啓発

二 喫煙者に対する禁煙の支援のための施策

三 受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十五条の受動喫煙をいう。）を防止するための施策

四 前三号に掲げるもののほか、がんの予防を推進する施策

（がんの早期発見の推進）

第八条 県は、がんの早期発見に資するため、市町村及び関係機関と協力し、次に掲げる事項の実施を推進するものとする。

一 がん検診の受診率の向上のための施策

二 がん検診に従事する者の資質の向上に資する研修の機会の確保

三 前二号に掲げるもののほか、がんの早期発見を推進する施策

（がん医療の水準の向上）

第九条 県は、県民に質の高いがん医療を提供するため、次に掲げる事項の実施を推進するものとする。

一 がん診療連携拠点病院（質の高いがん医療等の提供を行う医療機関として厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。次号において同じ。）及びがん診療連携推進病院（質の高いがん医療等の提供を行う医療機関として福島県知事が指定する病院をいう。次号において同じ。）の整備及び機能の強化

二 がん診療連携拠点病院、がん診療連携推進病院その他医療機関の相互の連携及び協力の促進

三 医療機関におけるがん診療の体制強化を支援するために必要な施策

四 前三号に掲げるもののほか、県内におけるがん医療の水準の向上のために必要な施策

（医療従事者の育成及び確保）

第十条 県は、手術療法、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の育成及び確保を図るため、必要な施策を実施するものとする。

（がんに関する情報の収集及び提供）

第十一条 県は、がん医療の提供、療養生活に関する支援、関係団体等の活動その他のがん対策に関する必要な情報を県民が容易に入手できるよう、これらの情報を収集し、適切に提供するものとする。

（がんに関する教育の推進）

第十二条 県は、教育機関及び教育関係者と連携し、学校その他の施設において、児童及び生徒が、がんの予防につながる望ましい生活習慣を確立するとともに、がんに関する正しい知識を習得し、理解を深めるため、これらに関する教育に努めるものとする。

（小児がん対策の推進）

第十三条 県は、小児がんに関する対策を推進するため、小児がんに関する県民の理解を深めるための施策、小児がんの診療に関わる医療機関等の連携及び協力体制を整備するための施策、就学や療養生活を支援するための施策その他必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（在宅医療の充実）

第十四条 県は、医療機関、歯科医療機関、訪問看護事業所、介護事業所、薬局等と連携し、がん患者又はその家族の意向により、居宅においてより快適な生活環境の中で、医療及び介護が受けられる体制の整備を支援するために必要な施策を実施するものとする。

（緩和ケアの充実）

第十五条 県は、がんに伴う身体的又は精神的な苦痛、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為（以下「緩和ケア」という。）の充実を図るため、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

一 緩和ケアに関する専門的知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保

二 緩和ケアに関する市町村、関係機関及び関係団体等の連携の強化

三 がん患者の状況に応じた治療の初期段階からの緩和ケアの推進
 四 医科歯科連携による口腔ケア（口腔の状態に起因する全身の感染症等を予防又は軽減し、負担を最小限にとどめるための処置をいう。）の推進
 五 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実のための施策
 （がん患者の療養生活等に対する支援）

第十六条 県は、がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上を図るとともに、がん患者及びその家族等の精神的又は社会的な不安その他の負担の軽減に資するため、医療機関、歯科医療機関及び関係団体等と連携し、次に掲げる事項を実施するものとする。
 一 がん患者及びその家族等に対する就学、就労及び生活支援に関する相談体制の充実に資するための施策
 二 関係団体等が行う活動を支援するための施策
 三 前二号に掲げるもののほか、がん患者及びその家族の療養生活の維持向上並びにがん患者及びその家族等の精神的又は社会的な不安その他の負担の軽減を図るために必要な施策

第十七条 県は、がん対策の立案及びがん医療の向上に役立てるため、がん登録（がん患者のがんの罹患、その後の経過その他の状況を把握し、分析するために当該がん患者の情報を登録する施策をいう。）その他の必要な施策を推進するものとする。
 2 前項の規定による施策の推進に当たっては、県は、登録された情報をその利用目的の達成に必要な範囲を超えて用いることがないようにすること等がん患者に係る個人情報保護が適切に実施されるようにしなければならない。
 （県民運動の推進）

第十八条 県は、がん対策に携わる全ての関係者と連携及び協力をし、県民ががん対策に関する理解を深めるとともに関心を高め、主体的に活動ができるよう、普及啓発その他の必要な施策を実施するものとする。
 （財政上の措置）

第十九条 県は、がん対策の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（健康増進課）

福島県条例第三十四号

福島県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県理学療法士等修学資金貸与条例（平成六年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は診療放射線技師」を、「診療放射線技師又は歯科衛生士」に改める。
 第二条第一号ただし書を削り、同号ア中「又は診療放射線技師法」を、「診療放射線

技師法」に改め、「第二十条第一号」の下に「又は歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号」を加え、同号イ中「又は診療放射線技師法」を、「診療放射線技師法」に改め、「診療放射線技師養成所」の下に「又は歯科衛生士法第十二条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科衛生士養成所」を加える。
 第三条第一項中「三万六千円」を「五万円」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
 2 前項の規定にかかわらず、学校等に入学した日の属する月の修学資金の額は、三十万円を限度として当該入学に係る入学金に相当する額を加算した額とすることができる。

附則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
 2 改正後の福島県理学療法士等修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に福島県理学療法士等修学資金貸与条例第二条に規定する修学資金の貸与を受ける者について適用し、施行日前に修学資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。

（地域医療課）

福島県条例第三十五号

福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例（平成十六年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。
 第七条第一項第五号中「十二年」の下に「（育児休業の期間その他知事が必要と認める期間を加算することができる。）」を加える。

附則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
 2 改正後の福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日前に福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例第二条に規定する福島県へき地医療等医師確保修学資金の貸与を受けた者についても適用する。

（地域医療課）

福島県条例第三十六号

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例（平成十九年福島県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「種類、」を削り、同条第一項を次のように改める。
 修学資金の額は、月額十五万円とする。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第六条第一項各号列記以外の部分中「関する研修をいう。以下同じ。」の下に「、医学に係る研究（大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定

する大学院を含む。)又はこれに類する施設であつて知事が認めるものにおける研究に限る。)を加え、同項第一号中「第一種貸与に係る被貸与者にあつては、」を削り、「一年」を「一年五月」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「四年を限度とする。」を「修学資金の貸与を受けた期間から二年を減じた期間を限度とする。ただし、修学資金の貸与を受けた期間が二年を下回る場合には、前項第一号の規定にかかわらず、県内後期研修に従事した期間は、県内臨床研修等従事期間に算入しない。」に改める。

第七条第一項第五号中「、次のア及びイに掲げる修学資金の被貸与者の区分に応じ当該ア又はイに定める期間に育児休業の期間その他知事が認める期間を加えた」を「修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間を経過し、かつ、当該最初に県内臨床研修に従事した日から起算して十二年(育児休業の期間その他知事が必要と認める期間を加算することができる。)を経過する日までの期間を限度として知事が認める」に改め、ア及びイを削る。

第八条第一号中「第一種貸与に係る被貸与者にあつては」及び「第二種貸与に係る被貸与者にあつては返還債務の額に当該県内臨床研修等従事期間を修学資金の貸与を受けた期間(貸与休止期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合には、一年とする。)で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額」を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
 2 改正後の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に福島県緊急医師確保修学資金貸与条例第二条に規定する福島県緊急医師確保修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受ける者について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。

(地域医療課)

福島県条例第三十七号

福島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県地域医療再生臨時特例基金条例(平成二十一年福島県条例第六号)の一部を次のように改める。
 附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(地域医療課)

福島県条例第三十八号

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例(平成二十二年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「十二年」の下に「(育児休業の期間その他知事が必要と認める期間を加算することができる。)」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
 2 改正後の福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日前に福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例第三条に規定する福島県地域医療医師確保修学資金の貸与を受けた者についても適用する。

(地域医療課)

福島県条例第三十九号

福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県保健師等修学資金貸与条例(昭和三十七年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一号中「(県外の養成施設に在学し、又は在所している場合にあつては、当該養成施設入学又は入所前一年間本人又はその配偶者若しくは二親等の親族が引き続き県内に住所を有していた場合及びこれに準ずると知事が認めるときに限る。)」を削る。
 第四条の表第二条第一号ア及びイに掲げる養成施設の部国立及び公立の項中「三二、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に改め、同部私立の項中「三六、〇〇〇円」を「五六、〇〇〇円」に改め、同表第二条第一号ウに掲げる養成施設の部国立及び公立の項中「一五、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に改め、同部私立の項中「二二、〇〇〇円」を「三二、〇〇〇円」に改める。

別表県内の項第一号中「第七条第二項又は第二項の規定に基づき許可を受けた病床数が二百床未満の」を「第一条の五第一項に規定する」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第四十三條の四」を「第四十二條第二号」に、「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第七条第六項」を「第六条の二第三項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「ものに限る。」の下に「又は同法第五十三條第一項本文の規定に基づき指定を受けた介護予防サービス事業者が当該指定に係る介護予防サービス事業(介護予防訪問看護を行うものに限る。)」を加え、「第六号まで及び第八号」を「第五号まで及び第七号」に改め、同号を同項第八号とし、同表備考を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表県内の項の改正規定(同項第四号中「第四十三條の四」を「第四十二條第二号」に、「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める部分、同項第五号中「第七条第六項」を「第六条の二第三項」に改める部分及び同項第八号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
 2 改正後の福島県保健師等修学資金貸与条例第二条第一号、第四条の表及び別表県内

の項(第三号、第四号及び第七号を除く。)の規定は、平成二十六年四月一日前に福島県保健師等修学資金貸与条例第二条に規定する修学資金(以下単に「修学資金」という。)の貸与を受けていない者で同日以後に新たに修学資金の貸与を受けるものについて適用し、同日前に修学資金の貸与を受けていた者については、なお従前の例による。

(地域医療課感染・看護室)

福島県条例第四十号

福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福島県旅館業法施行条例(昭和四十三年福島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

5 知事は、災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

附則第三項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第四十一号

福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、法第二十九条第一項の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。

別表第一の一の項カ②中「当たっては、」の下に「適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から」を加え、同表の一の項カに次のように加える。

(13) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。

(14) 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤等を用いて適切に消毒すること。

別表第一の二の項キ中「エまで」を「オまで」に改め、同項中キをクとし、エからカまでをオからキまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 食品取扱者に使い捨て手袋を使用させる場合には、汚染された食品等を取り扱った後に当該使い捨て手袋を交換させること。

別表第一の三の項ア中「の方法」の下に、「適切な手洗いの方法、健康管理」を加える。

附則

この条例は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項各号列記以外の部分にただし書を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第四十二号

福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(平成二十四年福島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第四十二条第一項」を「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二百二十八条第一項」に、「第四十一条第二項」を「第二百二十七条第二項」に改め、同項第二号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条」を「産業競争力強化法第三十三条第一号」に改め、同項第四号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十八条第一項」を「産業競争力強化法第五十一条第一項」に、「第二条第二十五項」を「第二条第十六項」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第三百三十三条第二号に規定する業務による指導又は助言(同法第二百二十七条第二項第一号に係るものに限る。)に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(経営金融課)

福島県条例第四十三号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に改め、別表の二の表1の項中「一万二千円」を「一万三千円」に改め、同表2の項中「一万三千七百円」を「一万四千九百円」に改め、同表3の項中「木工機械整備 機械木工」を「機械木工」に、「かわらぶき」を「瓦ぶき」に、「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に改め、別表の三の表1の項中「八千円」を「八千七百円」に改め、同表2の項中「九千円」を「九千九百円」に改め、同表3の項中「かわらぶき」を「瓦ぶき」に、「化粧分析 表装」に、「二万千円」を「二万九千九百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表の二の表3の項の改正規定(「木工機械整備 機械木工」を「機械木工」に改める部分及び「かわらぶき」

を「瓦ぶき」に改める部分に限る。）及び別表の三の表3の項の改正規定（「かわらぶき」を「瓦ぶき」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
（産業人材育成課）

福島県条例第四十四号

福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第百一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第七号ア中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第十一条第八号中「長期課程の指導員訓練を修了した者」を「短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は省令第三十六條の六の二第一号に規定する指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。）」に改め、同条第九号とし、同条中第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「これに」を「これらに」に改め、「若しくは省令第三十六條の五の応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者」を削り、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 省令第三十六條の五の高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（産業人材育成課）

福島県条例第四十五号

福島県就農支援資金等貸付金特別会計条例の一部を改正する条例

福島県就農支援資金等貸付金特別会計条例（平成二十三年福島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」を「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号。以下「基盤強化改正法」という。）第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に改め、「以下「特別措置法」という。」及び「（以下単に「就農支援資金」という。）」を削り、「これらを「就農支援資金等」を「単に「農業改良資金」に改める。」

第二条中「特別措置法第十九条第一項の規定による」を「基盤強化改正法附則第九条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる」に、「就農支援資金等」を「基盤強化改正法附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる就農支援資金（以下「旧就農支援資金」という。）及び農業改良資金」に、「就農支援資金の」を「旧就農支援資金の」に改める。

附則

この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行の日から施行する。
（農業経済課金融共済室）

福島県条例第四十六号

福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例

福島県土地改良施設条例（昭和四十年福島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

大沢排水機場	喜多方市塩川町会知字前川原
駒ヶ嶺排水機場	相馬郡新地町駒ヶ嶺字南川尻
和田排水機場	相馬市和田字道下

別表湛水防除施設の項中

を	大沢排水機場	喜多方市塩川町会知字前川原
---	--------	---------------

に、	塩木排水機場	いわき市四倉町塩木字高田
	沢帯排水機場	いわき市平下神谷字亀下

排水機場	いわき市四倉町塩木字高田	に改める。
------	--------------	-------

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（農地管理課）

福島県条例第四十七号

福島県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福島県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年福島県条例第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（河川計画課）

福島県条例第四十八号

福島県港湾管理条例の一部を改正する条例

福島県港湾管理条例（昭和三十一年福島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「、破産等」を「若しくは破産等」に改め、「できない場合」の下に「又は当該施設に係る工事その他やむを得ない事情により指定管理者の指定を直ちに行うことができない場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（港湾課）

福島県条例第四十九号

福島県漁港管理条例の一部を改正する条例

福島県漁港管理条例（昭和三十三年福島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 第十二条の二の規定にかかわらず、指定施設に係る工事その他やむを得ない事情により指定管理者の指定を直ちに行うことができない場合は、当該施設について新たな指定管理者を指定するまでの間、知事が当該施設の管理を行うものとする。

3 前項の規定により知事が指定施設の管理を行う場合においては、第十二条の二の四第一項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第三項中「準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と、第十五条各号列記以外の部分中「知事（指定施設にあつては、指定管理者。次条において同じ。）」とあるのは「知事」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（港湾課）

福島県条例第五十号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例（平成四年福島県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。附則第三項及び第四項中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第五項を削る。

附則第六項中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第七項中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第八項を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（港湾課空港施設室）

福島県条例第五十一号

福島県流域下水道設置条例の一部を改正する条例

福島県流域下水道設置条例（昭和六十三年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

名 称	処 理 区	処 理 する 区域 の 存 する 市 町
阿武隈川上流流域 下水道	県北処理区	福島市 伊達市 桑折町 国見町
	県中処理区	郡山市 須賀川市 本宮市 鏡石町
	二本松処理区	二本松市
	田村処理区	田村市

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（下水道課）

福島県条例第五十二号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正

する。

第五条第二項第二号を次のように改める。

二 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

第五条第二項第三号中「前項第二号ア(2)」を「前項第一号ア(2)」に改め、同項第四号中「前項第二号ア(3)」を「前項第一号ア(3)」に改め、同項第五号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項第六号中「前項第二号ア(4)」を「前項第一号ア(4)」に改め、同項第七号中「前項第二号ア(5)」を「前項第一号ア(5)」に改める。

第五条の二第五項中「第二十条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

別表第一の一の表福島県菅緑ヶ丘団地の項の次に次のように加える。

福島県菅富田団地	郡山市	
福島県菅日和田団地	郡山市	
福島県菅八山田団地	郡山市	
福島県菅東原団地	郡山市	

別表第一の一の表福島県菅五月町団地の項の次に次のように加える。

福島県菅古川町団地	会津若松市	
福島県菅年貢町団地	会津若松市	

別表第一の一の表に次のように加える。

福島県菅下神白団地	いわき市	
-----------	------	--

別表第二一福島県菅緑ヶ丘団地駐車場の項の次に次のように加える。

福島県菅富田団地駐車場	郡山市	二千円
福島県菅日和田団地駐車場	郡山市	二千円
福島県菅八山田団地駐車場	郡山市	二千円

福島県菅東原団地駐車場

郡山市

二千円

別表第二一福島県菅五月町団地駐車場の項の次に次のように加える。

福島県菅古川町団地駐車場	会津若松市	二千円
福島県菅年貢町団地駐車場	会津若松市	二千円

別表第二に次のように加える。

福島県菅下神白団地駐車場	いわき市	二千円
--------------	------	-----

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五条第二項第二号から第四号まで、第六号及び第七号の改正規定並びに第五条の二第五項の改正規定 公布の日
- 二 第五条第二項第五号の改正規定 平成二十六年十月一日

(建築住宅課)

福島県条例第五十三号

福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例

(福島県教育関係職員定数条例の一部改正)

第一条 福島県教育関係職員定数条例(昭和五十四年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「五、八七四人」を「五、八三二人」に、「五、三三三人」を「五、二九一人」に、「一一、三八四人」を「一一、三四九人」に、「一一、四九四人」を「一一、四五三人」に、「一八、六五五人」を「一八、五七八人」に改める。

(福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例(平成二十五年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「一八、六五五人」を「一八、五七八人」に、「一八、六九〇人」を「一八、六一三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県条例第五十四号

福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和四十年福島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び聴講検定料」を削り、「並びに授業料、受講料」を「授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）並びに聴講検定料」に改める。

第二条第二項を削り、同条第三項中「県立高等学校の」の下に「全日制の課程若しくは定時制の課程又は」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「であつて第二項第一号又は第二号のいずれかに該当するもの」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項（専攻科に在学する者を除く。）及び前項に規定する者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）

第三条第一項に規定するもの（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）が、法第四条の規定により、法第三条第一項に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格について認定を受けたときは、法第五条第一項及び第三項に規定する支給限度額の範囲内において、授業料又は受講料を納めたものとみなす。

第二条第五項を削り、同条第六項中「第四項の規定により受講料を納めなければならない」を「県立高等学校の通信制の課程に在学する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「一定時制」の下に「の課程」を加え、同項を同条第六項とし、同条第八項中「であつて第二項の規定により授業料を納めなければならないものは、同項を」は、第二項に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「（第二項の規定により授業料を納めなければならない者に限る。）」を削り、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とする。

第三条第一項中「（以下「授業料等」という。）」を削る。

第五条第二項中「本項」を「この項」に改め、「日までに」の下に「法第三条第一項に該当する者であつて授業料の納入期限までに法第四条の規定による就学支援金の受給資格についての認定を受けていないものにあつては知事が別に定める日までに」を加える。

第八条第一項中「又は第三項」を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第七項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二條第一項に規定する高等学校等に在学する者に係るこの条例の施行の日以後の授業料及び受講料については、なお従前の例による。

（財務課）

福島県条例第五十五号

福島県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例

福島県社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和二十四年福島県条例第五十六

号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期に関する条例

第一条中「昭和二十四年法律第二〇七号」を「昭和二十四年法律第二百七号」に改める。

第四条中「社会教育委員は任期中と雖もこれ」を「福島県教育委員会は、社会教育委員たるにふさわしくない非行があつたときその他特別の理由があると認める場合は、任期中であつても、社会教育委員」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「但し」を「ただし」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、福島県教育委員会が委嘱する。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第四条の改正規定及び第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県社会教育委員の定数及び任期に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により社会教育委員として委嘱されている者は、この条例の施行の日において、福島県社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期に関する条例の規定に基づく社会教育委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例第四条の規定にかかわらず、改正前の条例第三条に規定する社会教育委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（社会教育課）

福島県条例第五十六号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例（昭和二十九年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「五〇六人」を「五〇四人」に、「三、七八三人」を「三、七八一人」に改める。

第三条第二項中「、第三号又は第四号」を「から第六号まで」に、「員数が」を「階級別員数又は一般職員の員数がそれぞれ」に、「の合計」を「又は一般職員の定数」に改める。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項の表中「二二三人」を「二二人」に、「二五八人」を「二五七人」に、「二、〇九五五人」を「二、〇八二人」に、「二、〇九七人」を「二、〇九二人」に、「五〇六人」を「五〇四人」に、「四、〇七八人」を「四、〇五六人」に改める。

附則第三項中「平成二十五年年度から」を削り、「第三条第一項第六号中「派遣された職員」とあるのは、「派遣された職員及び」を「第三条第一項各号に掲げる職員のほ

か、「に」、「する。」を「する。」についても、定数外にあるもの」に改め、同項を附則第五項とし、附則第二項の次に次の二項を加える。

3 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間は、職員である警察官及び一般職員の定数は、第二条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

警視 一一一人

警部 二五六人

警部補及び巡査部長 二、〇七〇人

巡査 一、〇八五人

一般職員 五〇四人

計 四、〇三六人

4 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、職員である警察官及び一般職員の定数は、第二条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

警視 一一一人

警部 二五五人

警部補及び巡査部長 二、〇六一人

巡査 一、〇八〇人

一般職員 五〇四人

計 四、〇二一人

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(警 務 課)

福島県条例第五十七号

福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

第十六条の五第二項中「一万九千円」を「二万円」に改める。

附 則

この条例中第二条の改正規定は道路交通法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十三号)の施行の日から、第十六条の五第二項の改正規定は平成二十六年四月一日から施行する。

(交通企画課)